

**千葉地方裁判所管内 第三者からの情報取得手続 管轄区域一覧表**

取り扱う裁判所	管轄区域
千葉地裁本庁 ※	千葉市、習志野市、市原市、八千代市、市川市、船橋市、浦安市 銚子市、旭市（ただし、旧香取郡千潟町（秋田、入野、大久保、鎌木、神田、櫻井、さくら台、清和甲、清和乙、関戸下、長部、東和田、舟戸、萬歳、萬力、溝原、南堀之内、米込）を除く。）、東金市、山武市、大網白里市、匝瑳市、 山武郡の内、九十九里町・横芝光町・芝山町 香取郡の内、多古町
佐倉支部	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
一宮支部	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
松戸支部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
木更津支部	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
館山支部	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
佐原支部	香取市、旭市の内、旧香取郡千潟町（秋田、入野、大久保、鎌木、神田、櫻井、さくら台、清和甲、清和乙、関戸下、長部、東和田、舟戸、萬歳、萬力、溝原、南堀之内、米込） 香取郡の内、神崎町・東庄町

※ 八日市場支部では取り扱いませんので、ご注意ください。